

令和4年度 COVID-19 対応方針

学生・教職員の安全と大学教育の確保のために、本学では、感染拡大状況等を注視しながら、国や県、市の方針を踏まえ、下記の対応方針に従った取り組みを行う。

項目	対応
生活	<ul style="list-style-type: none"> ・「3つの密」(密閉・密集・密接)と感染リスクが高まる「5つの場面」を回避する。 ・毎日の健康観察及び健康観察票(スプレッドシート)の記入を怠らない。 ・日常的なマスクの着用、手洗い、手指消毒を励行する。 ・ドアノブやパソコンキーボード等、手で触れる共有部分の消毒を励行する。 ・学内での食事は、所定の場所に分かれて行う。 ・飲食中は会話を控えるなど黙食やマスク会食を心がけ、マスクを外しているときの飛沫対策に留意する。 ・自身に体調不良が生じた場合や感染の可能性がある場合は、「新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる学生の登校の流れ」を遵守し、出勤や登校をせず、学生部に速やかに連絡するとともに、かかりつけ医や診療・検査医療機関等に相談のうえ速やかに受診する。 ・身近な人や家族が「体調不良になった」、「濃厚接触者になった」、「PCR検査を受けた」場合は、出勤や登校をせず、学生部に速やかに連絡する。
外出	<ul style="list-style-type: none"> ・「3つの密」の危険がある場所や感染リスクが高まる「5つの場面」へは可能な限り立ち入らない。 ・緊急事態措置地域やまん延防止等重点措置地域に関わらず、多発発生地域等の感染リスクの高い地域との不要不急の往来は控える。
授業	<ul style="list-style-type: none"> ・対面授業を基本とするが、今後の感染状況や感染者の発生によってはハイフレックス型の授業を導入する。 ・感染拡大時には、学外授業は、「チェックリスト」「学外授業計画書」「学外活動の許可願」を申請して許可を得た学外授業のみ認める。 ・コロナ感染症に係る授業欠席は、「健康観察表」と「新型コロナウイルス感染症感染等報告書」を学生部に提出し、欠席した科目担当教員から課題等の指示を受け、提出した課題のレベルが出席に値すると科目担当者が判断した場合、出席扱いとする。 ・急に休校しなければならないケースもあり得るので、常に備えておく。
課外活動	<ul style="list-style-type: none"> ・感染拡大時には、対面での課外活動(部・クラブ・サークル活動)は、「チェックリスト」「課外活動計画書」「学外活動の許可願」を申請して許可を得た課外活動のみ認める。 ・遠隔での課外活動は、申請許可の必要はない。
学外来訪者	<ul style="list-style-type: none"> ・「来学者：学生用 市立短期大学入退庁届」に記入のうえ、手指消毒を行う。 ・授業や課外活動等で学生や教職員等との接触がある場合は、「問診表(学内への立ち入りにおける健康状態の確認について)」を申請して許可を得た者のみ入構を認める。 ・発熱等の体調不良者の入構は認めない。
入試	<ul style="list-style-type: none"> ・国や県、市、学内の危機管理方針に基づいて、感染症対策等を十分に講じて実施する。
会議	<ul style="list-style-type: none"> ・学内・学外会議において、遠隔での実施を認める。
感染者発生時	<ul style="list-style-type: none"> ・保健所の指示の下、設置者とも連絡を取りながら、学内の危機管理対策に基づいて対応する。 ・感染者の健康回復はもとより、感染拡大防止および感染者や関係者の個人情報保護と人権尊重を最優先に行動する。